

「山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準」新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、山武郡市広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託、物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る入札参加業者の資格審査の方法等の基準を定めるものとする。</p> <p>(適格審査)</p> <p>第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者(以下「申請者」という。)について、入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)並びにその他の資料に基づき行うものとする。</p> <p>2 申請者が、次の各号の一に該当するときは不適格とする。</p> <p>(1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。</p> <p>(2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。</p> <p>(3) 次のいずれかの届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)</p> <p><u>ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務</u></p> <p>3 申請者が、次の各号の一に該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。</p> <p>(1) 過去2年間において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、山武郡市広域水道企業団が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託、物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る入札参加業者の資格審査の方法等の基準を定めるものとする。</p> <p>(適格審査)</p> <p>第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者(以下「申請者」という。)について、入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)並びにその他の資料に基づき行うものとする。</p> <p>2 申請者が、次の各号の一に該当するときは不適格とする。</p> <p>(1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。</p> <p>(2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。</p> <p>3 申請者が、次の各号の一に該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。</p> <p>(1) 過去2年間において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。</p>

「山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>(施工能力審査)</p> <p>第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、<u>別に定める基準日</u>における申請書類及びその他の関係資料を基礎として、客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。</p> <p>(客観的事項)</p> <p>第4条 前条に規定する客観的事項に関する点数（以下「客観点数」という。）は、建設業法 第27条の29第1項に規定する総合評定値とする。</p> <p>(主観的事項)</p> <p>第5条 第3条に規定する主観的事項に関する点数（以下「主観点数」という。）は、次の各号に掲げる評価点数の和とする。</p> <p>(1) 工事成績にかかる評価点</p> <p><u>企業団</u>が発注した100万円以上の建設工事で、<u>別に定める基準日</u>の前2年以内に工事完了検査が終了しているものについて、当該工事成績の平均点から65を減じた値（小数点以下第1位を四捨五入。ただし、零点未満のときは零点とする。）に、別表第1の年間平均企業団工事完成高に応じて定める係数を乗じて得られる点数（少数点以下は切り捨てる。）を付与する。</p> <p>(2) 障害者の雇用状況にかかる評価点</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率を達成している場合、または同法に基づく障害者雇用報奨金を受給している場合、10点を付与する。</p> <p>(3) 建設業労働災害防止協会加入状況にかかる評価点</p> <p>建設業労働災害防止協会に加入している場合、10点を付与する。</p>	<p>(施工能力審査)</p> <p>第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、<u>審査基準日</u>における申請書類及びその他の関係資料を基礎として、客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。</p> <p>(客観的事項)</p> <p>第4条 前条に規定する客観的事項に関する点数（以下「客観点数」という。）は、建設業法 第27条の29第1項に規定する総合評定値とする。</p> <p>(主観的事項)</p> <p>第5条 第3条に規定する主観的事項に関する点数（以下「主観点数」という。）は、次の各号に掲げる評価点数の和とする。</p> <p>(1) 工事成績にかかる評価点</p> <p><u>山武郡市広域水道企業団</u>（以下「企業団」という。）が発注した100万円以上の建設工事で、<u>審査基準日</u>の前2年以内に工事完了検査が終了しているものについて、当該工事成績の平均点から65を減じた値（小数点以下第1位を四捨五入。ただし、零点未満のときは零点とする。）に、別表第1の年間平均企業団工事完成高に応じて定める係数を乗じて得られる点数（少数点以下は切り捨てる。）を付与する。</p> <p>(2) 障害者の雇用状況にかかる評価点</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率を達成している場合、または同法に基づく障害者雇用報奨金を受給している場合、10点を付与する。</p> <p>(3) 建設業労働災害防止協会加入状況にかかる評価点</p> <p>建設業労働災害防止協会に加入している場合、10点を付与する。</p>

「山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準」新旧対照表

改正案	現行																																																
<p>(4) 災害時等における水道施設の応急復旧活動等の協定状況にかかる評価点            企業団と次のアからウのいずれかの協定を締結している場合、10点（複数の協定を締結している場合も10点とする。）を付与する。なお協定締結者が団体である場合は、当該団体に加入している者についても、<u>10点を付与するものとする。</u></p> <p>また、<u>当該協定締結者が別に定める基準日の前3年以内において、企業団からの要請に速やかに対応し積極的な協力があつた場合、応急復旧活動等1回につき協力加点として5点、最大20点まで加点するものとする。</u></p> <p>ア 災害時における応急作業等の協力に関する協定            イ 災害時における水道復旧活動に関する協定            ウ 震災時における協力に関する協定</p> <p>(等級の格付等)            第6条 <u>建設工事に関する申請者については、前2条の規定により算出された客観点数と主観点数の合計点数に基づき、別表第2に定めるところにより、等級区分の格付けを行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請者が、第4条に規定する総合評定値の変更を申し出た場合は、前項の規定により新たに等級区分の格付けを行うものとする。</u></p> <p>3 <u>入札参加資格の承継に係る資格審査については、新たな等級の格付けは行わないものとする。</u></p> <p>表 削除</p>	<p>(4) 災害時等における水道施設の応急復旧活動等の協定状況にかかる評価点            企業団と次のアからウのいずれかの協定を締結している場合、10点（複数の協定を締結している場合も10点とする。）を付与する。なお協定締結者が団体である場合は、当該団体に加入している者についても<u>対象とする。</u></p> <p>また、<u>協定締結者が企業団からの要請に対し、速やかに対応し積極的な協力があつた場合、応急復旧活動等1回につき協力加点として5点、次回新規審査で加点するものとし、最大20点とする、なお加点期間は次回名簿登録期間とする。</u></p> <p>ア 災害時における応急作業等の協力に関する協定            イ 災害時における水道復旧活動に関する協定            ウ 震災時における協力に関する協定</p> <p>(等級の格付)            第6条 <u>審査申請書を提出した者について、客観点数と主観点数の合計により、次のとおり等級の格付けを行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 1153 1727 1474"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土木一式工事</th> <th>建築一式工事</th> <th>電気工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>850点以上</td> <td>900点以上</td> <td>1000点以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>700点以上 849点以下</td> <td>750点以上 899点以下</td> <td>800点以上 999点以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>699点以下</td> <td>749点以下</td> <td>799点以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1131 1270 1727 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管工事</th> <th>塗装工事</th> <th>塗装工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>800点以上</td> <td>800点以上</td> <td>900点以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>700点以上 799点以下</td> <td>700点以上 799点以下</td> <td>750点以上 899点以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>699点以下</td> <td>699点以下</td> <td>749点以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1131 1385 1727 1474"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>防水工事</th> <th>機械器具設置工事</th> <th>水道施設工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>840点以上</td> <td>840点以上</td> <td>700点以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>760点以上 839点以下</td> <td>730点以上 839点以下</td> <td>650点以上 699点以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>759点以下</td> <td>729点以下</td> <td>649点以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	A	850点以上	900点以上	1000点以上	B	700点以上 849点以下	750点以上 899点以下	800点以上 999点以下	C	699点以下	749点以下	799点以下	区分	管工事	塗装工事	塗装工事	A	800点以上	800点以上	900点以上	B	700点以上 799点以下	700点以上 799点以下	750点以上 899点以下	C	699点以下	699点以下	749点以下	区分	防水工事	機械器具設置工事	水道施設工事	A	840点以上	840点以上	700点以上	B	760点以上 839点以下	730点以上 839点以下	650点以上 699点以下	C	759点以下	729点以下	649点以下
区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事																																														
A	850点以上	900点以上	1000点以上																																														
B	700点以上 849点以下	750点以上 899点以下	800点以上 999点以下																																														
C	699点以下	749点以下	799点以下																																														
区分	管工事	塗装工事	塗装工事																																														
A	800点以上	800点以上	900点以上																																														
B	700点以上 799点以下	700点以上 799点以下	750点以上 899点以下																																														
C	699点以下	699点以下	749点以下																																														
区分	防水工事	機械器具設置工事	水道施設工事																																														
A	840点以上	840点以上	700点以上																																														
B	760点以上 839点以下	730点以上 839点以下	650点以上 699点以下																																														
C	759点以下	729点以下	649点以下																																														

「山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>(公表)</p> <p><u>第6条の2 この基準により審査した結果、入札参加資格を有することとなった者は、企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載し、企業団ホームページにより公表するものとする。</u></p> <p><u>第7条 削除</u></p> <p><u>第8条 削除</u></p>	<p>新設</p> <p><u>(事業協同組合の特例)</u></p> <p><u>第7条 事業協同組合に係る資格審査の申請は、入札参加資格審査申請要領に定める申請書のほか、次の書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1)官公需適格組合にあっては適格組合であることを証明する書類</u></p> <p><u>(2)役員名簿</u></p> <p><u>(3)組合員名簿</u></p> <p><u>(4)建設業に係る官公需適格組合の組合員の経営内容及び施工能力審査に関する審査を申請する場合にあっては、10以内の組合員の入札参加資格審査申請要領に定める書類</u></p> <p><u>2 建設業者に係る官公需適格組合が前項の書類を提出した場合の審査は、経営規模等評価結果通知書の完成工事高、自己資本額及び利益額、経営状況、元請完成工事高及び技術職員数については合計値により、その他の審査項目については平均値により行う、また第5条主観点数については提出された組合員のすべてが加入、達成している場合に加点する。</u></p> <p><u>(変更及び業種追加等の届出)</u></p> <p><u>第8条 競争入札参加資格者は、申請事項に変更が生じたときは、入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第1号様式)及び当該申請に必要な添付書類を、企業長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 すでに登録されている業種以外の追加については、建設工事等入札参加資格審査(追加受付)時に行うものとし、必要な書類を添付する。</u></p> <p><u>3 建設工事等入札参加資格審査(追加受付)時に、第1項の入札参加資格審査申請書記載事項変更届により、経営事項審査の総合評定値の変更を届出た場合には、第6条の規定により格付けした等級の変更を行うものとする。</u></p>

「山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p><u>第9条 削除</u></p> <p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この審査基準は、令和5年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。 (基準日)</p> <p>2 第3条に定める基準日は、令和5年9月1日とする。ただし、令和6年4月1日以降の申請に係る基準日は、申請月の1日とする。</p> <p>3 第5条(1)及び(4)に定める基準日は、令和5年4月1日とする。 (等級の格付けにおける特例)</p> <p>4 建設工事の管工事及び水道施設工事において、令和6年3月31日までを有効期限とする企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿における等級よりも上位の等級に格付けされた者のうち、令和6年2月末日までに申し出があった者の格付けは、この審査基準に係わらず、従前の名簿における等級とする。</p>	<p><u>(入札参加資格の承継)</u></p> <p><u>第9条 入札参加資格者から、その営業を承継した者が、入札参加資格を承継しようとする場合は、入札参加資格承継審査申請書(別記第2号様式)に次の書類を添付して企業長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 営業を承継したことを証する書類</u></p> <p><u>(2) 承継人の入札参加資格審査に関する書類</u></p> <p><u>2 前項により申請があったときは、申請書及びその添付書類の内容を審査し、承継が適当と認められる場合は、その結果を申請者に通知する。</u></p> <p><u>3 入札参加資格の承継に係る資格審査については、前項の規定にかかわらず、新たな等級の格付けは行わないものとする。</u></p>

「山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準」新旧対照表

改 正 案				現 行	
別表第1 (第5条関係) 表 省略				別表第1 (第5条関係)	
				年間平均企業団工事完成工事高	係数
				1,000万円未満	2
				1,000万円以上2,500万円未満	2.5
				2,500万円以上5,000万円未満	3
				5,000万円以上1億円未満	3.5
				1億円以上	4
別表第2 (第6条関係)				新設	
区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事		
A	850点以上	900点以上	1000点以上		
B	700点以上849点以下	750点以上899点以下	800点以上999点以下		
C	699点以下	749点以下	799点以下		
区分	管工事	ほ装工事	塗装工事		
A	800点以上	800点以上	900点以上		
B	700点以上799点以下	700点以上799点以下	750点以上899点以下		
C	699点以下	699点以下	749点以下		
区分	防水工事	機械器具設置工事	水道施設工事		
A	840点以上	840点以上	700点以上		
B	760点以上839点以下	730点以上839点以下	650点以上699点以下		
C	759点以下	729点以下	649点以下		